

(2) 口座振替納付

現在口座振替をご利用の方は、新たな手続きは不要です。引き落とし金融機関もそのまま継続して有効です。(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税・料)

ただし、再振替はいたしません。預金不足等で振替できなかった場合は、納付書を郵送いたしますので、市または取扱金融機関等の窓口で納めてください。

●取扱金融機関等

①前記一覧表の金融機関の日本国内の全店舗。ただし※印のある金融機関は新潟市内の店舗のみを利用できます。

②郵便局(全国の郵便局)

●新規申込時期と振替開始期

取扱金融機関、黒埼支所、市役所納税課の窓口にてお申し込みください。

口座名義人は、納税義務者と同一名義でお願いします。

なお、支所、市役所の窓口でお申し込みの場合は、下表の申し込み日の末日ではなく、同月10日までにお申し込みください。

●口座振替日

①市・県民税(普通徴収)

申し込み日	振替開始期	振替日
4月末日まで	第1期 全期	6月末日
7月末日まで	第2期	8月末日
9月末日まで	第3期	10月末日
12月末日まで	第4期	1月末日

②固定資産税・都市計画税

申し込み日	振替開始期	振替日
2月末日まで	第1期 全期	4月末日※
6月末日まで	第2期	7月末日
11月末日まで	第3期	12月28日
1月末日まで	第4期	2月末日

※評価替えの年等は5月末日

③軽自動車税

申し込み日	振替開始期	振替日
3月末日まで	全期	5月末日

※納期限(振替日)が土・日曜日等にあたる場合は、翌開庁日となります。

12 税に関する問合せ先

新潟市役所 ☎228-1000(代表)

個人市県民税	市民税課	内線2316~2326
法人市民税、事業所税	市民税課	内線2314・2315
固定資産税、都市計画税	資産税課	土地 内線2334~2338 家屋 2339~2346 償却資産 2347・2348
軽自動車税	市民税課	内線2313・2312
納税関係	納税課	内線2352~2367

黒埼支所税務課 ☎377-3101(代表)

<国民健康保険関係について>

1 国民健康保険被保険者証(保険証) ※ 保険証が変わります ※

現在ご使用中の保険証は平成13年1月1日以降使用できません。

平成13年1月1日以降、医療機関にかかる際は、かかりつけ医であっても必ず新しい保険証を提示してください。

なお、新しい保険証は12月下旬に郵送されます。また、現在国保にご加入の方は、更新手続きはいりません。

2 黒埼支所で取り扱う窓口業務 ※ 今までと変わりありません ※

(1) 国民健康保険被保険者証(保険証)の申請

保険証の交付・返還(国保への加入・脱退)、住所等の変更、再交付、退職者医療の認定、(学)・(遠)・住所地特例保険証の交付

(外国人登録を伴う国保の加入・脱退手続きは市役所本庁だけで行います。)

(2) 保険給付の申請

コルセット等の療養費・退職者医療の特例療養費・高額療養費・入院時食事療養費差額・出産育児一時金・葬祭費の申請、標準負担額減額認定証の交付、国民健康保険特定疾病療養受療証の申請、交通事故等の第三者行為の申請。

3 国民健康保険税(料)について ※ 一部変わります ※

(1) 現在国民健康保険に加入されていて、1月1日以降も国民健康保険加入の場合

平成12年度分(平成13年3月分まで)は税のままです。

平成13年1月1日以降世帯内の人数の変更があっても、平成13年3月31日までは「黒埼町の国保税制度」として取扱いをします。

なお、黒埼町が発行した「納付書」は平成13年3月まで使用できます。

また、平成13年4月からは、新潟市の制度に統一され、料として毎月納付になります。

(2) 平成13年1月以降の新規加入世帯の場合

平成13年1月以降の新規加入世帯は、[新潟市の国保税制度]により取り扱いをします。